

1 鶴岡市の概要

鶴岡市は、山形県の西北部にある庄内地方の南部に、新潟県に接して位置している。北部には庄内平野が広がり、赤川水系の赤川、大山川、最上川水系の京田川、藤島川等の河川が貫流している。この庄内平野の東部から南部にかけては、出羽丘陵、朝日連峰、摩耶山系の山岳丘陵地帯となり、一方、西方は日本海に面し、約 42 k m にわたって海岸線が形成されている。

面積は 1,311.53 k m² となっており、森林が約 73%、農業用地が約 14%、宅地が約 3% となっている。

気候は、暖流である日本海の対馬海流の影響を受け、夏季は南東季節風により晴天が多く高温となり、冬季は北西季節風により曇天や降雪、積雪が多いという特徴を示す日本海側気候区に属している。

庄内南部における先人の痕跡は遠く旧石器時代にさかのぼるが、縄文時代に入ると岡山遺跡、野新田遺跡、玉川遺跡など、集落跡が多く見つかっている。

鎌倉時代のはじめ、武藤氏が大泉荘の地頭として支配し、以来中世を通じて地方の中心として栄えた。武藤氏の滅亡後、庄内は越後上杉氏の支配するところとなり、その後、慶長 6 年(1601 年)には、山形城主最上義光が庄内を治めることとなった。

江戸時代には、元和 8 年(1622 年)最上氏にかわって酒井忠勝が庄内藩の藩主として入国、鶴岡を居城として城下町を整備し、現在の鶴岡の基礎を築いた。以来、徳川譜代の親藩酒井藩 14 万 7 千石、13 代 250 年にわたって城下町として繁栄し、また庄内の政治文化の中心として発展し、明治維新に至った。

明治維新の後はそのまでの都市機能を基礎に発展し、大正 13 年 10 月 1 日には、全国で百番目に市政を布いた。

昭和 20 年代後半から 30 年代にかけて市町村合併が行われ、平成 17 年 10 月 1 日には、鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、温海町の 6 市町村が合併して、人口 142,384 人、面積 1,311.49 k m² の新「鶴岡市」として発足した。その結果、人口では山形市に次ぐ県内第 2 位、面積では東北第 1 位の都市になった。



(令和 5 年 3 月 31 日現在)

人口 : 119,599 人
世帯数 : 49,336 世帯
総面積 : 1,311.53 k m²
東西 : 43.1 k m
南北 : 56.4 k m
市庁舎の位置
北緯 : 38 度 43 分 37 秒
東経 : 139 度 49 分 35 秒
海拔 : 15 m

2 鶴岡市水道の沿革

鶴岡市の水道は、旧鶴岡市で昭和 8 年 11 月 2 日に給水が開始されて以来、市勢の発展、市域の拡大とともに 4 次わたる拡張事業を重ね給水区域を全市に広げてきた。

平成 13 年 10 月 20 日からは、月山ダムを水源とする庄内広域水道事業（山形県企業局運営）から受水することになり、将来にわたって、より安定的に給水を行うことができるようになった。

また、平成 17 年 10 月 1 日には、市町村合併により新「鶴岡市」が発足し、平成 21 年 4 月 1 日からは、鶴岡市の 5 上水道事業と 17 簡易水道事業に、鶴岡市（藤島地域）と三川町で構成する月山水道企業団の上水道事業を統合して、新「鶴岡市水道事業」が創設された。

(1) 旧鶴岡市の水道

明治時代の鶴岡町は優良な井戸に恵まれる場所が少なく、飲料水の不良に悩まされていた。当時全国的に流行した伝染病がこの地方にも波及し、明治 28 年にはコレラの流行に悩まされ、上水道布設を望む声が起こった。しかし、莫大な資金を要するためか、具体化するまでには至らなかった。

鶴岡町は大正 13 年 10 月 1 日に市制を施行し、鶴岡市が誕生した。当時の市政で重要課題となっていた一つに上水道布設があったが、進展することはなかった。

鶴岡水道の本格的な計画推進は、昭和 5 年に就任した熊田市長のときに動き出すに至った。昭和 7 年 12 月から工事に着手し、その計画は給水人口 4 万人で、当時の市役所年間予算の 3 倍にあたる 71 万円の事業になっている。浄水場は遠賀原地内に、水源地は伊勢横内地内、赤川左岸に建設され、配水管の布設工事も 49,000m 行われた。昭和 8 年にはすべての建設工事が完成し、その年の 12 月 17 日には通水式を行っている。給水の普及は懸賞付きの標語の募集や精力的な加入勧誘、それに新設申込者に対する特典などで初年度から試算をはるかに上回る 50% 以上を記録した。

昭和 20 年以降の戦後には、外地や都会から被災者が続々と郷里に帰り、人口が増大し、施設拡充と料金値上げの繰り返しが大きき問題となっていた。施設の増強を図るため、第 1 期拡張事業（昭和 27 年～31 年）が行われ、昭和 27 年には湯野浜上水道、昭和 29 年には大山上水道が完成している。

また、昭和 30 年代には町村との合併が進み行政地域は拡大したことから、第 2 期拡張事業（昭和 37 年～43 年）が行われ、高坂、田川、上郷、湯田川、加茂、西郷、由良の各地域で簡易水道の建設が具体化し、計画給水人口 60,000 人、一日最大給水量 16,200m³ が確保された。

昭和 40 年代には、産業経済の発展、生活様式の向上によって、水道は大幅に普及し給水量は取水量を大きく上回る状況にあり、また、水源が地下水ということから、取水量は気象に大きく左右され、特に、夏の少雨、冬の寒波期には、深刻な水不足に悩まされ続けており、給水制限や断水をせざるを得ない事態も生じ、不安定な給水状態が続いていた。また、このような状況は、鶴岡市のみならず、伏流水等を水源とする隣接する各町村も同じように水源の対策に苦慮している状況にあったことから、鶴

岡市を中心に「広域水道調査会」を結成し、水源開発について調査検討を重ねた。その結果、当時、赤川上流に予定している多目的ダムに水源を求め、「用水供給事業」の設立については県へ働きかけたことにより、昭和 53 年に庄内地域広域的水道整備計画が策定され、昭和 56 年には工事に着手された。

昭和 50 年代には、当面の水不足や未給水地域の解消を図るために、第 3 期拡張事業（昭和 50 年～56 年）に取り組んだ。配水池は将来の広域水道に対応できる位置に建設し、2つの上水道と7つの簡易水道を鶴岡上水道に一元的に統合した。未給水地域にも給水を開始することにした工事は、45 億 8 千万円余りの事業費を投じて昭和 56 年 3 月に完成した。配水方式をポンプ圧送から自然流下方式に変更して、高坂地区に 10,000m³の配水池 2 池、3,000m³の調整池 1 池を建設し、新しい浄水場の中央管理棟には各地域を監視コントロールする操作デスクが配置され、市内全域の給水が円滑に行われるようになった。豊浦地区には新たに簡易水道が設けられ、昭和 51 年 8 月から給水が開始された。

平成 2 年度には、市南部の山間地区に田川南部簡易水道が完成し、本市の未給水地域もほぼ解消された。

平成 6 年 2 月、水道施設監視機能システムが竣工した。これは、浄水場外 17 か所の配水施設等について監視機能の充実を図り、水管理の一元化を確立するため、平成 4 年度より 2 か年事業として進められた。

平成 8 年 3 月には簡易水道を鶴岡上水道に統合し鶴岡市水道となり、平成 8 年度の普及率は 98.9%となっている。

広域水道からの受水に備え、平成 8 年度から第 4 期拡張事業（平成 8 年～14 年）に着手し、平成 10 年度には高坂配水場に受水用として 5,800m³の配水池 1 池が完成、幹線管網整備工事（7 区間、整備延長 12,796m）は「菱津～加茂間」を最後に平成 14 年度をもって完了した。また、広域水道からの受水に伴い鶴岡水源の既存取水用井戸は、災害等緊急時の応急給水等に活用するため主要深井戸を残すこととし、併せて 2 年間にわたりすすめてきた浄水場改修工事も平成 14 年度で完成した。

昭和 56 年度に事業着手して以来、建設工事が進められてきた県営庄内広域水道用水供給事業が完成し、平成 13 年 10 月 20 日から庄内広域水道から受水が開始された。庄内広域水道用水供給事業は、月山ダムを水源とし一日最大 109,700m³供給できる施設となっている。

(2) 旧羽黒町の水道

羽黒町の水道は、昭和 29 年 12 月に完成した旧広瀬村の広瀬簡易水道から始まった。

その後、野荒町水道、玉川水道等各々独立した組合水道が作られ、水道に対する関心が高まり、昭和 33 年から昭和 37 年にかけて、貴船簡易水道、中川代簡易水道、笹川簡易水道、手向簡易水道が完成した。

その後、集中豪雨災害により笹川水源の取水能力が低下したため、貴船水源内に新たに水源を設けることとし、広瀬、貴船、笹川、野荒町の 4 簡易水道を統合し、昭和 47 年羽黒上水道を創設した。

また、昭和 48 年から昭和 50 年にかけて、南部簡易水道、羽黒山飲料水供給施設、

川代飲料水供給施設が完成すると、地域内でほぼ 100%の普及率となった。

昭和 53 年には、水需要の増加により既設水源での対応が困難と判断されたため、水源の拡張を検討した結果、同様に水源確保に苦勞していた旧藤島町や三川町(赤川水道企業団)と 3 町共同で貴船水源を拡張することとした。

平成 5 年からは、庄内広域水道用水供給事業からの受水に備え、南部、手向、中川代の各簡易水道と川代飲料水供給施設を上水道に統合し、広域的な施設整備を進めてきた。

(3) 旧櫛引町の水道

櫛引町の水道は、昭和 29 年の夏に完成した丸岡簡易水道が始まりで、その後、昭和 30 年代にかけて、片荃(板井川)簡易水道、山添簡易水道、黒川簡易水道、たらのき代簡易水道が相次いで完成した。しかし、水量不足や水質の問題などから丸岡、片荃の簡易水道は後に山添簡易水道に統合された。

昭和 54 年に、桃平飲料水供給施設、平田山簡易給水施設が完成し、昭和 56 年水質の問題から水源が確保できず最後まで水道未設置地区となっていた宝谷地区に簡易水道が完成すると、ほぼ全地域で水道が使用できることとなった。

その後、生活水準の向上により水需要が急激に増加したため、広域的な水資源の確保が課題とされてきた。

また、山添地区では人口の増加により水道法で定める簡易水道の要件である給水人口が 5,000 人を超える状況となっていたことや、宝谷地区で隔年ごとに濁水が繰り返される等の水源の問題が生じていたことなどから、平成 10 年に山添、黒川、宝谷の 3 簡易水道を櫛引町上水道として統合した。

また、庄内広域水道用水供給事業からの受水に備えた施設整備や経営の合理化を行い、水道の一本化を図った。

(4) 旧朝日村の水道

朝日村の水道は、昭和 25 年大網地区に完成した下村簡易水道が始まりで、その後昭和 30 年代から昭和 40 年代にかけて、越中山、名川、東岩本、大泉、熊出などの各集落で簡易水道が相次いで建設された。このような集落ごとの水道の設置となったのは山間地帯という地形的な制約があったためで、昭和 51 年に田麦俣簡易水道が建設されると地域内に 11 の簡易水道が設置される状況になっていた。しかし、これらの水道のほとんどの水源が湧水となっていたため、天候・気候の影響を受け変動しやすく、安定した水量・水質の確保が課題となっていた。

また、年々水道水の使用量は増加し続け、産業用水も大きく伸びる中、更に帰省客のあるお盆やお正月には地域の人口が 2 倍にもなり使用水量が限界近くまで達する状況になっていた。このため、昭和 59 年に大鳥地区の繁岡、松ヶ崎の 2 簡易水道を、平成 10 年には大網地区の上村、中村、下村の 3 簡易水道を統合し、安定供給の維持に努めてきた。

また、越中山、名川、東岩本、大泉、熊出の 5 簡易水道は、平成 5 年から朝日村上水道として統合し、庄内広域水道用水供給事業からの受水に備えた施設整備を行って

きた。

(5) 旧温海町の水道

温海町の水道は、県内でも指折りの温泉地を有する湯温海地区が始まりで、従来から、温泉地の生活用水については、地区内の温泉湧出量が豊富で地下を掘ると熱湯が湧出するため、地区内に井戸は掘られず、湯ノ沢の表流水を土管により導水して一般用に使っていた。しかし、水質の悪化や土管の老朽化に伴う破損等が度重なり、雨が降るとすぐに水が濁り使用不能の状態となってしまうため、昭和 26 年に湯ノ沢温海嶽の湧水を水源とした温海上水道が建設された。

その他の地区においては、多くが山間地帯であり、井戸を掘っても岩盤が浅いため水が出ず、また海岸線沿いに近い地帯では地下水も塩分を含み飲用としては使用できず、各戸で沢の表流水を引き使用していた。しかし、これらも雨が降ると水が濁り使用できなくなり、また、農業の大型化による農薬使用の沢水水質への影響が心配され始め、地区住民の衛生意識の高まりもあり、昭和 20 年代後半から 50 年代にかけて、越沢、山五十川、一霞、戸沢、五十川、木野俣、小名部、小国、温海川、関川、菅野代、鍋倉、槇代の各地域に 13 の簡易水道が相次いで整備された。

(6) 旧月山水道企業団（旧藤島町と三川町）の水道

藤島町と三川町は庄内平野の中央部に位置し、典型的な水稲単作地域であり、大部分が泥炭地帯であり井戸を掘っても鉄分、有機物が多く含有するため、安全な飲料水の確保が困難であり、このため住民は長い年月にわたり灌漑用水の表流水を生活用水に充てていた。しかし、この灌漑用水は農薬の使用増加から用水の汚染度も著しく、保健衛生面から問題があったことから、水道布設の声が高まり、藤島町上水道と三川村横山簡易水道地域を含めた広域簡易水道設置が緊急課題とされ、昭和 36 年 12 月に赤川上水道組合（赤川水道企業団の前身）が発足した。

また、藤島町営の二つの簡易水道（渡前、東栄）も長年灌漑用水、表流水を取水していたが、夏の渇水期の水涸れ及び大雨の被害等により、給水の安定供給を図ることが難しい状況であったことから、昭和 53 年には羽黒町を含めた 3 町共同水源開発事業を行い安定供給に努めた。

その後、藤島町と三川町では水道事業の長期展望に基づき、水道施設の合理的使用及び効果的な水道事業経営を行う目的から、赤川水道企業団の上水道事業と藤島町の二つの簡易水道の統合を行うこととし、平成 8 年 4 月に「月山水道企業団」が発足した。同時に、平成 13 年の広域水道からの受水に向け、第 2 次拡張事業とし諸施設の整備拡張を行った。

平成 17 年 10 月 1 日には、新鶴岡市が発足したことにより、企業団の構成も鶴岡市と三川町に変更となった。

平成 19 年 12 月には、両市町議会において、鶴岡市水道事業と月山水道企業団との事業統合関連議案が可決され、平成 21 年 4 月 1 日に事業統合が実現することとなった。その結果、事業統合の前日に月山水道企業団は解散し、資産等については全て鶴岡市に引き継ぐこととなった。

(7) 県営庄内広域水道用水事業創設の経過

鶴岡市は、昭和 30 年代の町村合併、昭和 40 年代の産業経済の発展、生活様式の向上によって、水道は大幅に普及し給水量は取水量を大きく上回る状況にあり、また、水源が地下水ということから、取水量は気象に大きく左右され、特に、夏の少雨、冬の寒波期には、深刻な水不足に悩まされ続けており、給水制限や断水をせざるを得ない事態も生じ、不安定な給水状態が続いていた。

昭和の市町村合併により、十万都市になった鶴岡市には、地下水に頼らない新しい水源の確保が大きな課題であった。

また、このような状況は、鶴岡市のみならず、伏流水等を水源とする隣接する各町村も同じように水源の対策に苦慮している状況にあった。

こうしたことから、庄内南部の市町村は一緒になって、昭和 43 年に水源調査を目的とする「赤川広域水道調査会」を結成し、最上川、赤川からの取水について水利関係者と協議を行ったが実現には至らなかった。

こうした中、現在の国土交通省（旧建設省）によって、赤川の治水を目的とした赤川ダム（現在の月山ダム）建設計画が打ち出されたことから、庄内南部地域の水道水源をこのダムに求めることにした。

昭和 53 年 10 月には 8 市町村（鶴岡市、藤島町、羽黒町、櫛引町、朝日村、三川町、余目町、立川町）がダムからの引受水量に関する協定を締結し、翌年の昭和 54 年 11 月には、事業方式を用水供給事業として県が主体となるよう知事に要請を行った。

県はこれを受けて、昭和 55 年 7 月に県が主体となる「庄内地域広域的な水道整備計画」を策定し、昭和 55 年 9 月から 10 月にかけて関係市町村議会の同意（鶴岡市議会は昭和 55 年 9 月 26 日起立全員で同意）を経て、翌昭和 56 年から事業に着手、以来、21 年の歳月を経て平成 13 年 10 月 20 日から庄内広域水道用水として給水を開始するに至った。

(8) 月山水道企業団との事業統合に至った経過

鶴岡市では、平成 18 年 5 月に市町村合併後の水道ビジョンの作成と水道料金の統一などの審議を行うため水道事業経営審議会を設置した。その審議の中で、「月山水道企業団の給水区域となっている藤島地域についても、同一市民として同じ水道料金にできないか。」との意見が出された。

現状の二つの水道事業体のままでは、藤島地域の水道料金を鶴岡市水道事業の料金と同一にすることができないことから、鶴岡市水道事業と月山水道企業団を事業統合することで料金統一を図ることの検討を行うこととなった。

その結果、事業統合は国の水道事業の広域化施策にも合致し、水道事業の組織の効率化も期待できることなどから、平成 19 年 12 月の両市町議会で事業統合関連議案が可決され、平成 21 年 4 月 1 日から「事業統合」が実現するに至った。

(9)「上下水道部」に名称変更

平成 25 年 4 月 1 日、下水道課との統合によって名称変更した。

(10) 下水道事業の地方公営企業法全部適用

平成 27 年 4 月 1 日、雨水事業を除いた公共下水道事業、集落排水事業、浄化槽事業について、それぞれ特別会計を設置し、事業を推進することとなった。

このことに伴い、水道事業・下水道事業等が企業法適用となり、上下水道部として一体的な事業運営がスタートした。